

しずおか

あったかプラン

第2次 静岡市ユニバーサルデザイン

行動計画（後期）



温かい心の通い合う、
みんながいきいきと
暮らせるまち

平成 31 年 4 月

静 岡 市

- 目 次 -

第1章 第2次行動計画（後期）の策定にあたって 1

- 1-1 計画策定の背景と目的
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 行動計画の計画期間

第2章 基本目標別基本方針 5

第3章 基本方針に基づく取り組み 15

目標1：こころづくり編

【思いやりのあるこころづくり】 17

- 1-1) すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます
- 1-2) ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます

目標2：社会づくり編

【誰もが参加しやすい社会づくり】 21

- 2-1) 誰もが参加できる場や機会を広げます
- 2-2) 温かく活気あるコミュニティをつくります
- 2-3) いきいきと学び・働く環境の充実を図ります

目標3：まちづくり編

【安全・安心で快適なまちづくり】 29

- 3-1) 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます
- 3-2) 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります
- 3-3) 快適に暮らせるまちづくりを進めます

目標4：情報づくり編

【わかりやすく理解できる情報づくり】 35

- 4-1) すべての人にわかりやすい情報を発信します
- 4-2) まちなかでの情報をわかりやすく提供します

目標5：サービスづくり編
【まごころのこもったサービスづくり】 39

5-1) 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります

目標6：ものづくり編
【誰もが使いやすいものづくり】 41

6-1) ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します

目標7：しくみづくり編
【ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり】 ... 42

7-1) ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

第4章 計画の進行・管理..... 43

4-1 推進に向けた今後の取り組みの方向性

4-2 進行・管理

参考資料 47

- 第2次行動計画（後期）推進事業一覧
- 第2次行動計画（前期）達成状況一覧
- 策定経過

※2019年5月より、元号が「平成（H）」から「令和（R）」に改元されたため、以降の本計画内における「H31」の表記は「R1」表記とし、以降の年度においては「RO」表記とする。
（令和元年7月）

第1章

行動計画（後期）の策定にあたって

第1章 第2次行動計画（後期）の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

静岡市では、「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を目指し、平成21年3月に「静岡市ユニバーサルデザイン[※]基本計画（以下、基本計画）」と「静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（以下、第1次行動計画）」を策定しました。

基本計画では、基本的な考え方や7つの目標（『心』、『社会』、『まち』、『情報』、『サービス』、『もの』、『しくみ』のユニバーサルデザイン）を掲げ、取り組むべき施策の基本的な展開方向を示しました。

これまで、第1次行動計画に基づき、基本計画で掲げた7つの目標の達成に向け、関係主体の協力のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めてきました。

この第1次行動計画が平成26年度で計画年限を迎えたため、平成27年度以降を計画年度とする「第2次静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（以下、第2次行動計画）」を策定しました。

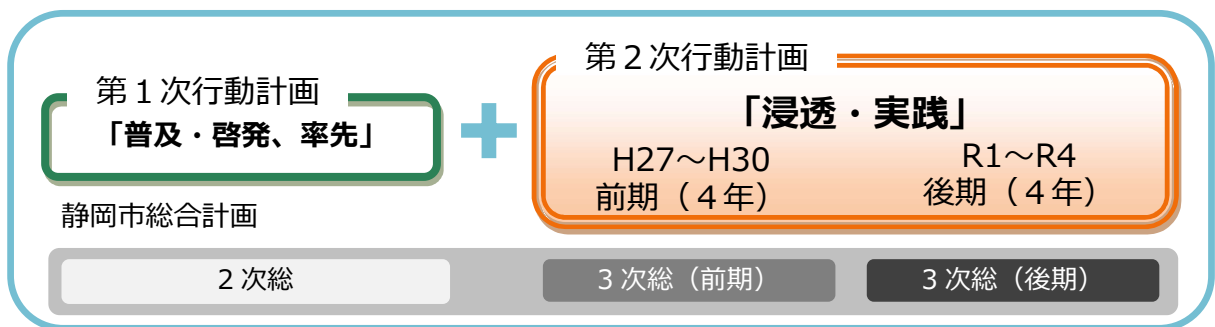
第2次行動計画では、第1次行動計画で推進してきた事業を達成状況とともに見直しました。

第1次行動計画では、行政が中心的な役割を果たし、

「ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発、率先」に主眼が置かれていたのに対し、

第2次行動計画では、行政主体から市民主体へと担い手のさらなる拡大を目指す、「ユニバーサルデザインの浸透・実践」に主眼を置き、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいきます。

■ 第2次行動計画が目指すもの



「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」の実現

※ユニバーサルデザイン（UD）

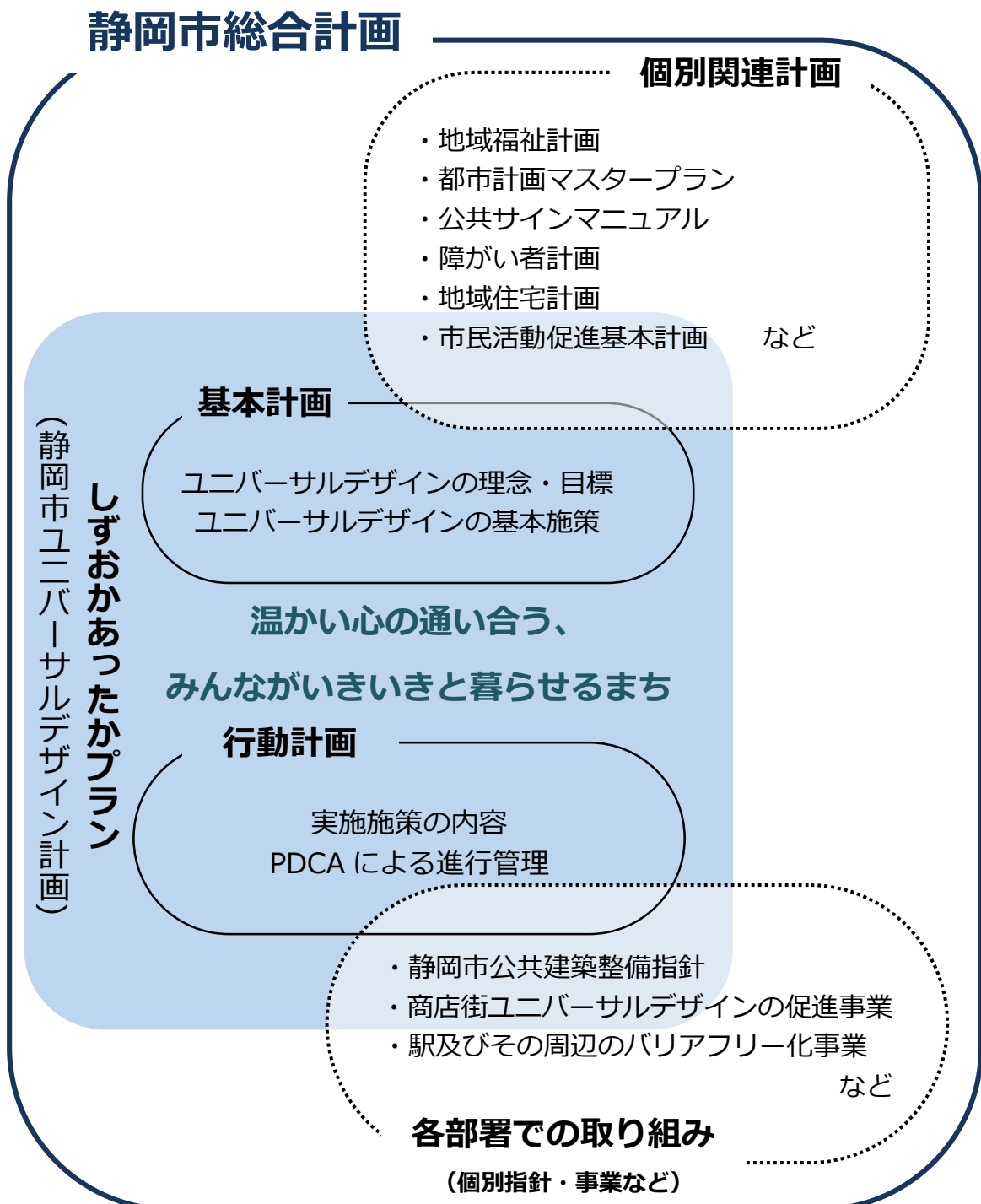
年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用しやすいようにデザインすることをいいます。

1-2 計画の位置づけ

静岡市ユニバーサルデザインの計画体系は、「基本計画」および「行動計画」で構成されます。「行動計画」は、「基本計画」の推進に向けて、ユニバーサルデザインに関連する推進事業の内容を記載するとともに、進行管理できるように成果指標や目標値の設定など、具体的な行動の内容を示す計画です。

各種関連計画や各部署での取り組みとも連携しながら、「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を目指します。

■ 静岡市ユニバーサルデザイン計画の全体像と行動計画の位置づけ



1-3 行動計画の計画期間

「行動計画」は、総合計画の実施計画に連動する計画であることから、行動計画の計画期間は、総合計画の実施計画の計画期間と整合を図ることが望ましいと考えられます。また、PDCAサイクルにより、計画を進行管理していく上では、ある程度の成果が期待できる期間が必要となります。

以上のことから、第2次行動計画の計画期間は第3次静岡市総合計画の計画期間に合わせ、平成27年度から平成30年度を前期、令和元年度（平成31年度）から令和4年度までを後期とし、社会情勢の変化やユニバーサルデザインに関する国内外の動向などを踏まえ、事業概要や事業別の目標値について、適宜必要な見直しを行います。

また、第3次静岡市総合計画の前期計画の終了時にあわせ、第2次行動計画の前期終了時に掲載する事業について関係課と調整を行い、掲載する事業などについて見直しを行いました。

■ 第2次行動計画の計画期間

年度		H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4
静岡市 総合 計画	基本構想	基本構想							
	基本計画	第3次前期計画				第3次後期計画			
ユニバー サル デザイン 計画	基本計画	基本計画（H21～）							
	行動計画	行動計画（前期）				行動計画（後期）			

2021年（令和3年）
東京オリンピック、パラリンピック

第 2 章

基本目標別基本方針

第2章 基本目標別基本方針

ここでは、ユニバーサルデザインの基本理念に基づく基本目標と基本方針について示します。

【基本理念】

温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち

基本目標

- 1 心づくり編
“思いやりのある心づくり”
- 2 社会づくり編
“誰もが参加しやすい社会づくり”
- 3 まちづくり編
“安全・安心で快適なまちづくり”
- 4 情報づくり編
“わかりやすく理解できる情報づくり”
- 5 サービスづくり編
“まごころのこもったサービスづくり”
- 6 ものづくり編
“誰もが使いやすいものづくり”
- 7 しゅくみづくり編
“ユニバーサルデザインを進めるしゅくみづくり”



1.ころづくり編 「思いやりのあるころづくり」

市民一人ひとりが、お互いを思いやり、感謝しあえる温かい心を育み、通い合わせることができるよう、「思いやりのある心づくり」を進め、『心』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

市民一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、地域、家庭、職場などにおけるユニバーサルデザインに関する活動を通して、ソフト面でのユニバーサルデザインの充実を図ります。



そのために…

方針1-1 すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

- ① 地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発をしていきます。
- ② 地域における学習や交流の機会づくりをしていきます。
- ③ 学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進をしていきます。
- ④ 事業者の意識づくりをしていきます。

詳細は17P

方針1-2 ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます

- ① 市民リーダーの育成をしていきます。
- ② 人材の登録と活動の促進をしていきます。
- ③ 職員の育成をしていきます。

詳細は19P



2.社会づくり編 「誰もが参加しやすい社会づくり」

市民が、地域の中でさまざまな活動に加わり、いきいきと交流することで、社会参画や自己実現をすることができるよう、「誰もが参加しやすい社会づくり」を進め、『社会』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

多様な人がまちづくりや行事などに積極的に参加することで、温かく活力ある地域づくりを進めます。



そのために…

方針2-1 誰もが参加できる場や機会を広げます

- ① 市民、事業者など多様な主体のまちづくりへの参画を進めていきます。
- ② 生きがいづくりの機会を充実させていきます。
- ③ ユニバーサルデザインに対応したイベントの推進をしていきます。

詳細は 21P

方針2-2 温かく活気あるコミュニティをつくります

- ① 地域での支えあい活動の促進をしていきます。
- ② 地域活動の場所の提供をしていきます。
- ③ 地域活動の周知促進をしていきます。

詳細は 24P

方針2-3 いきいきと学び・働く環境の充実を図ります

- ① 安心して過ごせる学校づくりを進めていきます。
- ② 雇用・職場環境の充実をしていきます。
- ③ 障がいのある人が地域で就労できるしくみづくりをしていきます。

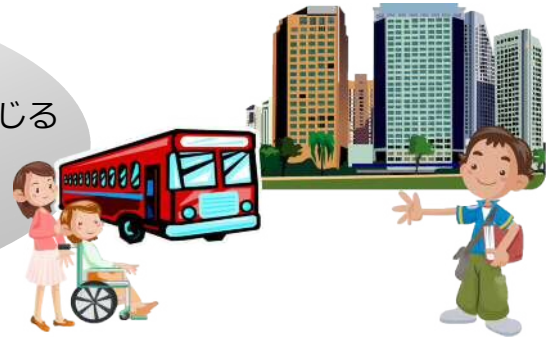
詳細は 27P



3.まちづくり編 「安全・安心で快適なまちづくり」

市民や来訪者が、日常の生活や活動の舞台となる住まいやまちにおいて、危険や不便を感じることなく過ごすことが出来るよう、「安全・安心で快適なまちづくり」を進め、『まち』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

中心市街地や不特定多数の方が利用する施設・建物から、市民が安全で快適と感じるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。



そのために…

方針3-1 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます

- ① ユニバーサルデザインに対応した公共建築物の整備・改善の推進をしていきます。
- ② ユニバーサルデザインに対応した民間建築物の整備・改善の推進をしていきます。
- ③ ユニバーサルデザインに対応した市営住宅の整備・改善の推進をしていきます。

詳細は 29P

方針3-2 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります

- ① 公共交通網の整備をしていきます。
- ② 円滑に移動できる駅及び駅周辺の整備促進をしていきます。
- ③ 気軽に利用できる公共交通機関の整備促進をしていきます。
- ④ わかりやすい交通情報・サービスの提供をしていきます。

詳細は 31P

方針3-3 快適に暮らせるまちづくりを進めます

- ① 安心して移動ができる歩行空間や自転車走行空間の整備をしていきます。
- ② 誰もが使いやすい公園の整備をしていきます。
- ③ 駐車スペースの確保をしていきます。
- ④ 災害時の要援護者対策を充実させていきます。
- ⑤ 移動支援案内システム導入の検討をしていきます。

詳細は 33P



4.情報づくり編 「わかりやすく理解できる情報づくり」

市民や来訪者が、必要とする情報を適切に入手し、理解することができるよう、行政情報をはじめとするさまざまな情報に対して「わかりやすく理解できる情報づくり」を進め、『情報』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

わかりやすい行政情報を提供することで、障がいのある人や外国人など誰もがいつでもどこでもわかりやすく理解できる情報づくりを進めます。



そのために…

方針4-1 すべての人にわかりやすい情報を発信します

- ① 多様な手段によるわかりやすい行政情報の提供をしていきます。
- ② 事業者によるわかりやすい情報提供をしていきます。

詳細は 35P

方針4-2 まちなかでの情報をわかりやすく提供します

- ① わかりやすい案内板やサインの整備をしていきます。
- ② 景観に配慮した案内板やサインの整備をしていきます。

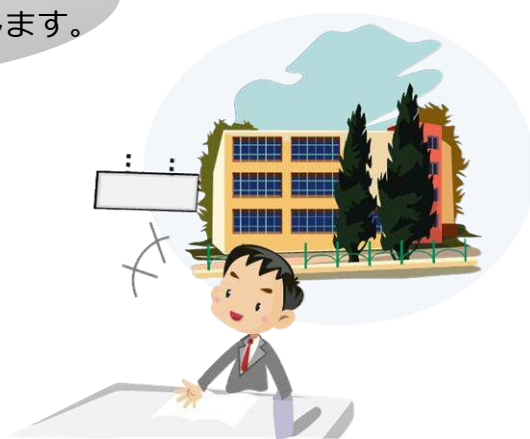
詳細は 38P



5.サービスづくり編 「まごころのこもったサービスづくり」

市民や来訪者が、心地よくサービスを受けられるよう、行政や事業者などが提供するサービスにおいて、ホスピタリティ※を大切に「まごころのこもったサービスづくり」を進め、『サービス』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

行政や事業者などが提供するサービスを改善し、
温かい心でサービスを提供するよう配慮します。



そのために…

方針5-1 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります

- ① 行政窓口サービスの充実をしていきます。
- ② 行政サービスの定期的な改善をしていきます。
- ③ 事業者によるサービスの充実をしていきます。

詳細は 39P

※ホスピタリティ

訪問者を丁寧にもてなすこと、またはその精神のこと。



6. ものづくり編 「誰もが使いやすいものづくり」

市民が、日常の生活や活動の中で利用するさまざまな「もの」を不便なく使うことができるよう、「誰もが使いやすいものづくり」を進め、『もの』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

ユニバーサルデザイン製品に対する関心を高め、
ユニバーサルデザイン製品の普及と活用を促進するとともに、
新たな製品開発に向けて意見やアイデアを提案します。



そのために…

方針6-1 ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します

- ① ユニバーサルデザイン製品の普及と活用をしていきます。
- ② 行政によるユニバーサルデザイン製品の積極的な利用をしていきます。
- ③ ユニバーサルデザインによる製品づくりの促進をしていきます。
- ④ ユニバーサルデザイン研究開発に対する支援と人材交流の促進をしていきます。

詳細は41P



7.しくみづくり編 「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」

市民、事業者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、できることから取り組みはじめ、継続的な取り組みとして定着化していけるよう、「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」を進め、『しくみ』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

市民、事業者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインを推進する体制をつくり、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。



そのために…

方針7-1 ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

- ① ユニバーサルデザイン推進体制の確立をしていきます。
- ② 地域でのユニバーサルデザインの組織づくりをしていきます。
- ③ ユニバーサルデザインを評価・改善するしくみづくりをしていきます。

詳細は42P

第3章

基本方針に基づく取り組み

第3章 基本方針にもとづく取り組み

ここでは、基本目標・基本方針にもとづく取り組みを示します。



目標1. ころづくり編 “思いやりのあるころづくり”

- 方針1-1 すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます
- 方針1-2 ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます



目標2. 社会づくり編 “誰もが参加しやすい社会づくり”

- 方針2-1 誰もが参加できる場や機会を広げます
- 方針2-2 温かく活気あるコミュニティをつくります
- 方針2-3 いききと学び・働く環境の充実を図ります



目標3. まちづくり編 “安全・安心で快適なまちづくり”

- 方針3-1 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます
- 方針3-2 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります
- 方針3-3 快適に暮らせるまちづくりを進めます



目標4. 情報づくり編 “わかりやすく理解できる情報づくり”

- 方針4-1 すべての人にわかりやすい情報を発信します
- 方針4-2 まちなかでの情報をわかりやすく提供します



目標5. サービスづくり編 “まごころのこもったサービスづくり”

- 方針5-1 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります



目標6. モノづくり編 “誰もが使いやすいものづくり”

- 方針6-1 ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します



目標7. しくみづくり編 “ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり”

- 方針7-1 ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

※以降のページにおいて、取り組みの主体を明確にするため、下記のとおり表示をします。



…行政主体の取り組み



…市民や事業者など民間主体の取り組み

方針1-1



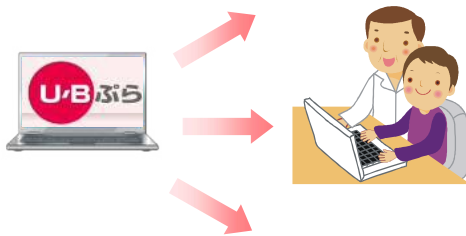
すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

- ① 地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発をしていきます。
- ② 地域における学習や交流の機会づくりをしていきます。
- ③ 学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進をしていきます。
- ④ 事業者の意識づくりをしていきます。

参考資料
P. 48

【推進事業】

A 市のホームページを活用したユニバーサルデザインに関する情報の提供



ユニバーサルデザインに関する意識啓発を行うため、市のユニバーサルデザインに対する取り組みやユニバーサルデザインに関する情報を、ホームページを活用して分かりやすく提供します。

B 市政出前講座の実施



市民に広く市政を理解してもらうために、市職員が地域の学習会などに出向き、市政に関する情報を提供し、分かりやすく解説を行います。

C ユニバーサルデザイン体験学習の実施



市民に広くユニバーサルデザインの考えを知ってもらうために、ユニバーサルデザインに配慮された施設の見学や、障がいの疑似体験等を行うことで、ユニバーサルデザインへの理解を深めます。

D 学校教育におけるユニバーサルデザインに関する取り組みの推進



子どもたちの思いやりの心を育むため、各学校の総合的な学習の時間などを活用して、ボランティア活動などを通じた福祉教育を行います。また、これまで取り組まれている福祉教育を進める中で、ユニバーサルデザインの意識が育まれる教育環境づくりを進めます。

E 心の輪を広げる障がい者理解促進事業の実施



障がいへの市民の理解を深めるため、市民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、各部門1作品を静岡市の推薦作品として国へ送付するとともに、優秀作品を市として表彰します。

**「心の輪を広げる体験作文」、
「障害者週間のポスター」の合計応募作品数**

12 作品 (R3) ➡ 50 作品/年 (R4)

方針1-2



ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます

- ① 市民リーダーの育成をしていきます。
- ② 人材の登録と活動の促進をしていきます。
- ③ 職員の育成をしていきます。

参考資料
P. 49

【推進事業】

A 奉仕員の養成

手話、要約筆記、点訳などの技術が習得できる講座を開催し、障がいのある人を支援する奉仕員やボランティアの育成と障がい者福祉の啓発を推進します。

奉仕員養成講座の受講者数

76人 (R3) ➡ 140人/年 (R4)



B コミュニケーション支援事業の実施

登録手話通訳者や登録要約筆記通訳者を派遣し、聴覚障がいのある人などが、社会生活を送る上で、必要不可欠な場面でのコミュニケーションを支援します。

登録通訳者（手話）の派遣件数

1271件 (R3) ➡ 1,000件/年 (R4)

登録通訳者（要約筆記）の派遣件数

130件 (R3) ➡ 50件/年 (R4)



C 職員の育成



職員研修のカリキュラムの一つとして、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた研修を実施します。また、各課での取り組みにユニバーサルデザインの考えを取り入れることにより、職員の意識啓発を図ります。

D 公園愛護会活動の推進



公園愛護会の活動を奨励し、市民と行政が公園の維持管理を協力して取り組み、温かい地域コミュニティを形成するとともに、誰もが安心してきれいな公園を使えるようにします。

方針2-1



誰もが参加できる場や機会を広げます

- ① 市民、事業者など多様な主体のまちづくりへの参画を進めていきます。
- ② 生きがいづくりの機会を充実させていきます。
- ③ ユニバーサルデザインに対応したイベントの推進をしていきます。

参考資料
P. 50～

【推進事業】

A 市民との協働によるまちづくり施策の推進

パブリックコメント*の実施など、誰もがまちづくりに参画するための機会を提供するとともに、市民活動への参加のきっかけづくりや協働事業の促進などの施策を推進します。

市民活動団体等と市の協働事業数

237 事業 (R3) ➡ 262 事業 (R4)



B 区民意見の聴取による地域づくりの推進



区民（市民）の参画により、区政（市政）に広く区民（市民）の意見を反映させ、区の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めます。

C 多文化共生協議会の充実



国籍を問わない共生のまちづくりを進めるため、市在住外国人の、自らの生活に関する諸問題について検討する「多文化共生協議会」を実施し、地域社会の一員として市政に意見を反映する機会をつくれます。

※パブリックコメント

市民参画を推進し、又は行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、施策の立案、実施等の際し、その施策の案の趣旨、内容等を公表し、その施策の案について、広く一般の意見を求める手続きのこと。

D 市民一人1スポーツの推進



すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加することにより、健康で豊かな生活が実現できるよう、スポーツの推進を図ります。

週1回以上スポーツをしている人の割合

55.9% (R3) → 68.0% (R4)

※平成31年度、令和2年度は調査未実施

E 心のバリアフリーイベントの実施



障がいや障がいのある人について市民の理解を深めるために、「心のバリアフリーイベント」を実施し、障がいのある人とのふれあいの機会をつくることで、心のユニバーサルデザインの普及と啓発に努めます。

「障がいや障がい者について理解が深まった」と回答した人の割合（イベント来場者アンケート）

97.0% (R3) → 97.0% (R4)

※平成31年度、令和2年度はイベント中止

F 大道芸ワールドカップのユニバーサルデザイン化



大道芸ワールドカップの会場内にノーマライゼーションブースを設置し、車いすの貸し出しや音訳・点訳のガイドブックを用意するなど、多様な人が参加し、楽しめるものにします。

～取り組み例～

【大道芸ワールドカップ in 静岡】 ノーマライゼーション※ブースの設置

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人が、ほかの人々と同じように生活し活動することができる社会を目指す考え方のこと。

G にじいろ電話相談



性的少数者やその家族、関係者を取り巻く、性の多様性に関する相談に応じ、当事者等の困難な状況や悩みを解消します。

にじいろ電話相談実施回数

12回 (R3) ➡ 12回/年 (R4)

H にじいろカフェ



交流会を開催し、性的少数者当事者等の孤立や困難な状況を解消できる場をつくります。

にじいろカフェ実施回数

10回 (R3) ➡ 10回/年 (R4)

I にじいろ個別相談



LGBTQ など性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決の支援をする。

にじいろ個別相談回数

6回 (R3) ➡ 6回/年 (R4)

方針2-2



温かく活気あるコミュニティをつくります

- ① 地域での支え合い活動の促進をしていきます。
- ② 地域活動の場所の提供をしていきます。
- ③ 地域活動の周知促進をしていきます。

参考資料

P. 52~

【推進事業】

A ファミリーサポートセンター事業の推進

子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と援助をしたい人（まかせて会員）のネットワークをつくり、会員組織の相互援助活動を通して、助け合いながら安心して子育てができるまちづくりを進めます。



B 緊急サポート事業の推進



病期中若しくは、病気の回復期にある子どもを預けたい人（おねがい会員）と子どもを預かりたい人（まかせて会員）による会員組織の相互支援活動を通して、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

C 自治会・町内会集会所の整備促進



コミュニティ活動の基盤となる身近な集会所の整備に対する助成を行い、様々な地域活動を促進します。

D 子育てトーク事業の推進

各地区の生涯学習交流館や公民館等を会場に、未就園児とその親（保護者）を対象とした「子育てトーク」を実施し、子育ての先輩である地域の主任児童委員が中心にボランティア、保育士、保健師等も加わって、育児のアドバイスを聞いたり、相談にのる機会を充実することで、地域ぐるみで子育てができる環境づくりを進めます。



E S型デイサービス※事業の推進



家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営されている、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援します。

F 地域リハビリテーション推進センターの運営・充実

福祉用具等に関する知識を深めるための講座実施や、住宅改修・福祉用具に関する相談窓口を開設することで、地域リハビリテーションの推進を図り、障がい者・高齢者等が地域で自立した生活を送ることを支援します。



※S型デイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいの創出、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、当該高齢者に対し、簡単な体操やレクリエーション等の活動を行うもの。

※地域リハビリテーション

住み慣れた地域で、自立した生活を送ることを支援するための諸活動のこと。

G 市民活動センター等の充実

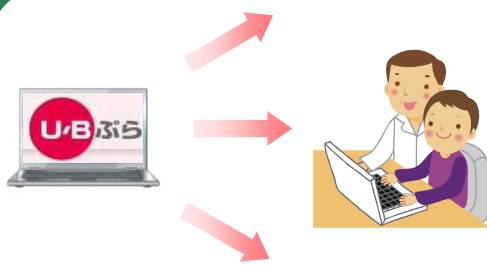
NPOなどの市民活動の促進について支援するために、市民活動に関する情報提供や相談対応などを行う市民活動センターの中間支援機能強化を図ります。また、地域の人たちが気軽に集い、学び、人間関係を深める場所として生涯学習拠点の充実を図ります。

市民活動センター来館者数

39,451 人 (R3) ➡ **65,000** 人 (R4)



H 市のホームページを活用したユニバーサルデザインに関する情報の提供



ユニバーサルデザインに関する意識啓発を行うため、市のユニバーサルデザインに対する取り組みやユニバーサルデザインに関する情報を、ホームページを活用して分かりやすく提供します。

I テレビ放送による各種情報の提供



ケーブルテレビやテレビ情報番組等により、静岡市内のイベントや観光情報、行政情報など、各種情報の提供を行います。

J 広報しずおかの発行



大きな文字の使用、見やすい色づかい、平易な語句の使用に心がけるなど、市民に対してより効果の高い情報提供ができる広報紙を作成し、各種情報の提供を行います。

また、視覚障がいのある人のために「点字版広報」や「声の広報」を発行し、多くの人への情報発信を行います。

方針2-3



いきいきと学び・働く環境の充実を図ります

- ① 安心して過ごせる学校づくりを進めていきます。
- ② 雇用・職場環境の充実をしていきます。
- ③ 障がいのある人が地域で就労できるしくみづくりをしていきます。

参考資料

P. 54

【推進事業】

A 放課後児童クラブの整備・充実



小学生の健全育成を図るために、放課後、保護者が家庭にいない児童を預かる「放課後児童クラブ」を整備し、安心して学び・働ける環境づくりを進めます。

B 地域学校協働活動推進事業（放課後こども教室）の実施



地域との連携・協働により、放課後に学校施設を活用し、児童が安心・安全で充実した学習活動や体験活動などに取り組むことができる場の創出を進めます。

C シルバー人材センターの運営・充実

市内に居住する高齢者に、臨時的・短期的な仕事の提供を行い、豊かな経験と能力を活かして追加的収入の確保や自らの生きがいの充実を図ります。



シルバー人材センター会員数

2,649 人 (R3) ➡ **2,800** 人 (R4)

シルバー人材センター就業実員数

2,043 人 (R3) ➡ **2,240** 人 (R4)

D 静岡市ワークステーションの運営

静岡市ワークステーション*を設置し、庁内各課から業務を請け負うことにより、障がいのある人に対する理解を促進するとともに、一般企業に対して情報発信することにより、一般企業の障がい者雇用への理解を促進し、障がいのある人も参加しやすい社会づくりをすすめます。



業務受注（納入）数

232件（R3） ➡ 200件/年（R4）

※静岡市ワークステーション

障害福祉企画課の非常勤嘱託職員である知的障がい・精神障がいのある業務員が、業務支援員の支援のもと、各課から依頼を受けた作業を実施する機関。

方針3-1



誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます

- ① ユニバーサルデザインに対応した公共建築物の整備・改善の推進をしていきます。
- ② ユニバーサルデザインに対応した民間建築物の整備・改善の推進をしていきます。
- ③ ユニバーサルデザインに対応した市営住宅の整備・改善の推進をしていきます。

参考資料
P. 55

【推進事業】

A 公共建築物のユニバーサルデザイン化推進



公共建築物の整備・改善については、静岡市公共建築整備指針*や静岡市公共建築整備マニュアル*にもとづいてユニバーサルデザイン化の推進を行います。

B 高齢者等住宅改造相談の実施



高齢者や障がいのある人の住環境の改善等に関して助言を行うとともに、必要な住宅改造に対して助成し、住み慣れた住宅における自立した日常生活が継続できるよう支援します。

C 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業



高齢者向け賃貸住宅に対して建設費や家賃減額の補助を行うことで、高齢者の生活に配慮した良質な住宅の供給を促進し、高齢者が安心して居住できるようにします。

※静岡市公共建築整備指針

市民に快適で利用しやすい公共建築物を整備し、提供するため定められた指針のこと。

※静岡市公共建築整備マニュアル

静岡市公共建築整備指針にもとづき公共建築整備の検討事項をチェックシートで設け、新築や増築をはじめ、維持管理を含めた質の高い公共建築の整備を行うためのマニュアルのこと。

D 公共的施設のバリアフリー化の促進



多くの人が利用する建築物のバリアフリー化に関する相談を受け、誰もが住みよい福祉のまちづくりを、市民、事業者の方と協力して促進します。

静岡県福祉のまちづくり条例※に適合した施設の割合

47.5% (R3) → 45.0% (R4)

E ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の建設、建替、改善



ユニバーサルデザインに配慮し、単一的な間取りではなく、多様化する世帯に対応する市営住宅の供給を推進します。

F サービス付き高齢者向け住宅の供給促進



住まいとケアの専門家による状況把握や生活相談、生活支援等のサービスを受けることが可能で、バリアフリー等により高齢者の生活に配慮した良質な住宅の供給を促進します。

※静岡県福祉のまちづくり条例

だれもが住みよい、人にやさしいまちづくりを推進するために、一定規模以上の建築物等に対し、「車椅子対応トイレ」や「車椅子利用者用駐車場」、「障がい者、高齢者等に配慮したエレベーター」の整備など、具体的な整備基準を設けている条例のこと。

方針3-2

円滑に移動できる交通機関・



サービスの充実を図ります

- ① 公共交通網の整備をしていきます。
- ② 円滑に移動できる駅及び駅周辺の整備促進をしていきます。
- ③ 気軽に利用できる公共交通機関の整備促進をしていきます。
- ④ わかりやすい交通情報・サービスの提供をしていきます。

参考資料
P. 56

【推進事業】

A バス路線の維持対策

山間地域等においても公共交通機関を確保できるよう、バス路線を維持し、市民の交通手段を確保します。

B 鉄道駅と周辺のバリアフリー化の推進

多くの人が集まる交通結節点である駅と駅周辺のバリアフリー化を面的に推進し、誰もが安心して鉄道を利用し、外出できる環境を整え、すべての人が快適で安全に利用できる歩行者*優先の環境づくりを促進します。

バリアフリー基本構想策定地区

静岡駅周辺地区
東静岡駅周辺地区
安倍川駅周辺地区
清水駅周辺地区
草薙駅周辺地区



*歩行者には身体障害者用の車いす等を含みます

C 超低床ノンステップバスの導入



超低床ノンステップバスの導入を助成し、バスの安全性、利便性、快適性を向上させます。

超低床ノンステップバスの導入率

77.0% (R3) ➡ 81.0% (R4)

D ラッピングUDタクシーの導入

「お茶のまち静岡市」のデザインでフルラッピングしたUDタクシー認定車両を導入するタクシー事業者等に対し、車体導入費用とラッピング施工費用の一部を補助します。



ラッピングUDタクシーの導入台数

21台 (R3) ⇨ 28台 (R4)

方針3-3



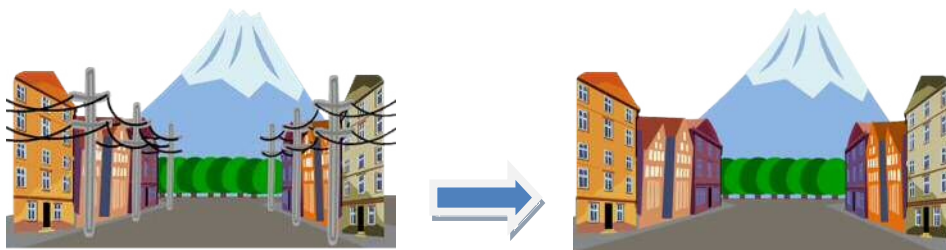
快適に暮らせるまちづくりを進めます

- ① 安心して移動ができる歩行空間や自転車走行空間の整備をしていきます。
- ② 誰もが使いやすい公園の整備をしていきます。
- ③ 駐車スペースの確保をしていきます。
- ④ 災害時の要援護者対策を充実させていきます。
- ⑤ 移動支援案内システム導入の検討をしていきます。

参考資料
P. 57

【推進事業】

A 無電柱化事業の促進



「防災機能の強化」や「安全、安心な歩行環境の形成」と共に、「魅力ある景観の保全、創出」のため、道路の無電柱化を推進します。

B 公園施設のユニバーサルデザイン化の促進

段差の解消、スロープ、多目的トイレなど誰もが利用しやすい施設を設置し、公園施設のユニバーサルデザイン化を推進することで、誰もが快適に利用できる公園にします。

多目的トイレの設置率

72.0% (R3) ➡ 73.0% (R4)



C 放置自転車の取り締まり、撤去及び屋外広告物の撤去促進



放置自転車や、違法広告物など、歩行の妨げとなる障害物の除去を行い、歩行者や車椅子利用者が安全で快適に移動できるようにします。

D 自転車等駐車場の整備



駅周辺および中心市街地の自転車等駐車場の整備を実施し、自転車の利便性を向上させるとともに歩行空間を確保します。

E 聴覚障がいのある人への防災情報の提供



大雨・洪水・土砂災害等の警報や避難指示等の災害情報が同報無線で発表された際、登録された聴覚障がいのある人に向けてファックスを送信し、情報を提供します。

F 自転車走行空間の整備



静岡市内の道路について自転車走行空間の整備を進め、自転車及び歩行者が安心・安全に通行できるようにします。

G 御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業



地下道昇降階段の敷地内への取込と壁面後退により“ゆとりある歩行者空間”を確保します。

方針4-1



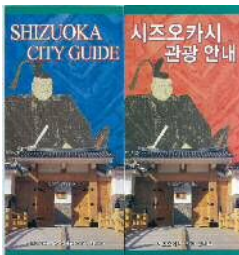
すべての人にわかりやすい情報を発信します

- ① 多様な手段によるわかりやすい行政情報の提供をしていきます。
- ② 事業者によるわかりやすい情報提供をしていきます。

参考資料
P. 59～

【推進事業】

A 観光案内パンフレットの多言語化



多言語（日本語、英語、中国語、韓国語など）で作成された観光パンフレットを配布し、市内の観光施設や特産品などの情報を、国内外へ発信します。

B 市民向けパンフレット等の多言語化・点字版等の作成

市民向けパンフレットなどの多言語化や点字版の作成などを行い、わかりやすい行政情報を提供することで、多くの市民が活用できるようにします。



C 広報しずおかの発行



大きな文字の使用、見やすい色づかい、平易な語句の使用に心がけるなど、市民に対してより効果の高い情報提供ができる広報紙を作成し、各種情報の提供を行います。
また、視覚障がいのある人のために「点字版広報」や「声の広報」を発行し、多くの人への情報発信を行います。

D テレビ放送による各種情報の提供



ケーブルテレビやテレビ情報番組等により、静岡市内のイベントや観光情報、行政情報など、各種情報の提供を行います。

E 市ホームページの運用



市ホームページを見やすく楽しく検索しやすい工夫を行い、わかりやすく各種情報の提供を行います。
また、制作に当たって、「カラーユニバーサルデザイン※」に配慮した色づかいや、「音声読み上げサービス」、「文字拡大サービス」を導入し、色覚障がいのある人や視覚障がいのある人に情報を提供します。

F オープンデータ※の推進



行政機関等が保有する公共データを積極的に民間開放することで、行政の透明性、信頼性の向上、官民協働による公共データの活用、新たな公共サービスの実現を図ります。

G コールセンターの運営



市役所の閉庁時間でも、市政に関する問合せ（電話・FAX・メール）について、ワンストップかつ迅速にお答えします。

H 聴覚障がいのある人への防災情報の提供



大雨・洪水・土砂災害等の警報や避難指示等の災害情報が同報無線で発表された際、登録された聴覚障がいのある人に向けてファックスを送信し、情報を提供します。

※カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚を持つさまざまな人に配慮して、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるように利用者側の視点に立ってつくられたデザインのこと。

※オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

I 静岡市ごみ分別アプリ『ごみナビ』の活用
(英語・中国語・やさしい日本語版)



スマートフォンの普及に伴い、市民がごみやリサイクルの情報を手軽に入手できる環境を整備し、市民生活の向上を図るとともに、自動会話プログラムやプッシュ通知等の機能を活用することにより、効果的な情報発信を行います。

J ごみの出し方分別ガイドブックの活用 (外国語版・音声版)



外国人住民に配布することで、ごみの出し方に関する情報提供の充実を図る。(発行部数 5,500 冊/年)

また、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音訳の方法により、ごみの出し方・分別ガイドブックを発行し、障がいのある人が、地域で生活するうえで必要な情報を提供します。(発行部数 100 枚/年)

方針4-2



まちなかでの情報をわかりやすく提供します

- ① わかりやすい案内板やサインの整備をしていきます。
- ② 景観に配慮した案内板やサインの整備をしていきます。

参考資料
P. 60

【推進事業】

A 誰もがわかりやすい観光案内標識の整備



日本語、英語、中国語、韓国語などを使用した系統的な外国語表記や、国際標準化機構（ISO）が標準化した案内図記号などによるわかりやすい案内標識を整備し、海外や市外からの来訪者がスムーズに到達できるよう、利便性を高めます。

B 景観に配慮した公共サインの整備・更新



静岡市公共サインマニュアルに基づき、周辺の環境・都市構造を踏まえた形態、色彩、大きさのサインを整備するとともに、適切な情報の集約化により、サインの乱立を防ぎ、本市を訪れる人々や市民に対して、市内での移動や行動に関わる情報をわかりやすく伝えます。

方針5-1



利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります

- ① 行政窓口サービスの充実をしていきます。
- ② 行政サービスの定期的な改善をしていきます。
- ③ 事業者によるサービスの充実をしていきます。

参考資料
P. 62

【推進事業】

A すべての人に親切な窓口サービスの向上



利用者の立場に立ち、思いやりの心を持って対応することで、すべての来訪者に満足してもらえるサービスの提供を目指します。

B 公共施設の開館時間延長



公共施設の夜間開館や土日開館など、開館時間の延長や通年サービスの実現に努めます。

C 電子申請の利用促進



自宅や職場からインターネットを利用して申請等ができるように、各種手続きをオンライン化し、利用拡大を図ります。

D 住民票の写し等の証明書交付における市民サービスの拡大



コンビニ店舗において住民票の写し等の証明書を交付するサービスを提供することで、市民の利便性の向上に努めます。

E ホームページ等による図書館のサービス拡充



図書館ホームページからの貸出・予約状況の確認や資料の予約、貸出の延長ができるサービスを提供しています。

またホームページだけでなく、電話の音声応答サービスにより、利用案内・利用状況等が音声により確認することができるサービスを提供することで、図書館の利用拡大を図ります。

F ふれあい収集業務の充実



高齢者や障がい者等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行います。

方針6-1



ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します

- ① ユニバーサルデザイン製品の普及と活用をしていきます。
- ② 行政によるユニバーサルデザイン製品の積極的な利用をしていきます。
- ③ ユニバーサルデザインによる製品づくりの促進をしていきます。
- ④ ユニバーサルデザインの研究開発に対する支援と人材交流の促進をしていきます。

参考資料

P. 63

【推進事業】

A 公共施設でのユニバーサルデザイン製品の利用



公共施設など多くの人が利用する施設において、備品、文房具など、行政が積極的にユニバーサルデザインに配慮された製品を利用し、ユニバーサルデザイン製品の普及と活用を推進します。

方針7-1



ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

- ① ユニバーサルデザイン推進体制の確立をしていきます。
- ② 地域でのユニバーサルデザインの組織づくりをしていきます。
- ③ ユニバーサルデザインを評価・改善するしきみづくりをしていきます。

参考資料

P. 64

【推進事業】

A ユニバーサルデザイン推進会議の実施

関係各課におけるユニバーサルデザイン推進リーダーを委員とした、ユニバーサルデザイン推進会議を実施します。

ユニバーサルデザイン推進会議は、ユニバーサルデザインに関連した施策や事業を共有し、より質の高い取り組みへと展開していくため、ユニバーサルデザイン推進リーダーの意識啓発や施策の進捗状況を共有します。



B ユニバーサルデザインアドバイザー制度の活用



ユニバーサルデザインに関連した施策や事業を行うものの相談に応じて、ユニバーサルデザインアドバイザーは、助言を行いユニバーサルデザインの推進を促進します。

また、公共施設の新設や改修、管理を行うものの相談に応じて、ユニバーサルデザインによる安心・安全で快適な公共施設を整備するための助言を行います。

第4章

計画の進行・管理

第4章 計画の進行・管理

4-1 推進に向けた今後の取り組みの方向性

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、まずは市民一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、できることから少しずつ行動を実践していくことが大切です。

<行政の役割>

行政は、ユニバーサルデザインに関する情報を提供することが望まれます。また、すべての事業においてユニバーサルデザインの考えを取り入れることが求められることから、職員一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、オール静岡として取り組みを実践していくため、引き続き「ユニバーサルデザイン推進会議」を設置し、協力してユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

また今後は、より広域的・効率的に施策を推進するため、広域的自治体である静岡県等と連携し、それぞれの役割を果たしていく取り組みも考えられます。

あるいは、さらなるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、専門的な組織である「ユニバーサルデザイン推進室(係)」の設置なども考えられます。

<市民・事業者等の役割>

市民は、ユニバーサルデザインの取り組みを実践するとともに、その取り組みを積極的に発信し、多くの人に知ってもらうことが望まれます。また地域では、地域活動に参加することで、地域の人たちとのつながりが生まれ、ユニバーサルデザインの輪をつくり、広げることができます。

このように、それぞれの主体が協力・連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりを実践できるような仕組みづくりを推進していく必要があります。

4-2 進行・管理

基本計画の7つの目標から展開される基本施策を推進するためには、本計画であげられた推進事業の実施状況等を把握し、その着実な推進を図る必要があります。

そのためには、行動計画で示された推進事業について、各所属でPDCAサイクルによる進行管理を進めることが求められます。

また、毎年推進事業の実施状況を把握し、「ユニバーサルデザイン推進会議」を通じてその共有等を図ります。

各事業において取り組みを実践し継続することで、本市のユニバーサルデザインのまちづくりの基本理念である「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を目指します。

参考資料

- 第 2 次行動計画（後期）推進事業一覽
- 第 2 次行動計画（前期）達成状況一覽
- 策定経過

参考資料

■ ユニバーサルデザイン推進事業一覧

1. こころづくり編

1-1 すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

A	市のホームページを活用したユニバーサルデザインに関する情報の提供		
行政主体	担当課	建築総務課、福祉総務課	計画期間 R1 - R4
関連計画	—		
備考	方針2-2と共通		掲載頁 P.17
B	市政出前講座の実施		
行政主体	担当課	広報課	計画期間 R1 - R4
関連計画	—		
備考	—		掲載頁 P.17
C	ユニバーサルデザイン体験学習の実施		
行政主体	担当課	福祉総務課、建築総務課	計画期間 R1 - R4
関連計画	—		
備考	—		掲載頁 P.17
D	学校教育におけるユニバーサルデザインに関する取り組みの推進		
行政主体	担当課	学校教育課	計画期間 R1 - R4
関連計画	—		
備考	—		掲載頁 P.18
E	心の輪を広げる障がい者理解促進事業の実施		
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間 R1 - R4
成果指標	「心の輪を広げる作文」、「障害者週間のポスター」の合計応募作品数		
	実績値(R3)	目標値(R4)	
	12 作品	50 作品/年	
関連計画	静岡市障がい者共生のまちづくり計画		
備考	—		掲載頁 P.18

1. こころづくり編

1 - 2 ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます

A	奉仕員の養成			
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間	R1 - R4
成果指標	奉仕員養成講座の受講者数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	76人		140人/年	
関連計画	静岡市障がい者共生のまちづくり計画			
備考	—			掲載頁 P.19
B	コミュニケーション支援事業の実施			
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間	R1 - R4
成果指標	登録通訳者（手話）の派遣件数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	1,271件		1,000件/年	
	登録通訳者（要約筆記）の派遣件数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	130件		50件/年	
関連計画	総合計画、静岡市障がい者共生のまちづくり計画			
備考	—			掲載頁 P.19
C	職員の育成			
行政主体	担当課	関係各課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.19
D	公園愛護会活動の推進			
民間主体	担当課	公園整備課	計画期間	R1 - R4
関連計画	静岡市緑の基本計画			
備考	—			掲載頁 P.20

2. 社会づくり編

2-1 誰もが参加できる場や機会を広げます

A	市民との協働によるまちづくり施策の推進			
民間主体	担当課	市民自治推進課	計画期間	R1 - R4
成果指標	市民活動団体等と市の協働事業数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	237 事業		262 事業	
関連計画	総合計画			
備考				掲載頁 P.21
B	区民意見の聴取による地域づくりの推進			
民間主体	担当課	区役所地域総務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画(区民意見の聴取)			
備考	—			掲載頁 P.21
C	多文化共生協議会の充実			
民間主体	担当課	国際交流課	計画期間	R1 - R4
関連計画	静岡市多文化共生推進計画			
備考	—			掲載頁 P.21
D	市民一人1スポーツの推進			
民間主体	担当課	スポーツ振興課	計画期間	R1 - R4
成果指標	週に1回スポーツをしている人の割合			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	55.9%		68.0%	
関連計画	総合計画(市民一人1スポーツの推進)、オリンピック関連事業			
備考				掲載頁 P.22
E	心のバリアフリーイベントの実施			
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間	R1 - R4
成果指標	「障がいや障がい者について理解が深まった」と回答した人の割合(イベント来場者アンケート)			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	97.0%		97.0%	
関連計画	総合計画、静岡市障がい者共生のまちづくり計画			
備考	—			掲載頁 P.22

F	大道芸ワールドカップのユニバーサルデザイン化			
行政主体	担当課	まちは劇場推進課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.22
G	にじいろ電話相談			
行政主体	担当課	男女共同参画・人権政策課	計画期間	R1 - R4
成果指標	にじいろ電話相談実施回数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	12回		12回/年	
関連計画	第3次静岡市男女共同参画行動計画			
備考	—			掲載頁 P.23
H	にじいろカフェ			
行政主体	担当課	男女共同参画・人権政策課	計画期間	R1 - R4
成果指標	にじいろカフェ実施回数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	10回		10回/年	
関連計画	総合計画、第3次静岡市男女共同参画行動計画			
備考	—			掲載頁 P.23
I	にじいろ個別相談			
行政主体	担当課	男女共同参画・人権政策課	計画期間	R1 - R4
成果指標	にじいろ個別相談回数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	6回		6回/年	
関連計画	第3次静岡市男女共同参画行動計画			
備考	—			掲載頁 P.23

2. 社会づくり編

2-2 温かく活気あるコミュニティをつくります

A	ファミリーサポートセンター事業の推進			
民間主体	担当課	子ども未来課	計画期間	R1 - R4
成果指標	援助活動の実施件数（数値実績）			
	実績値(R3)			
	7,287 件			
関連計画	子ども・子育て・若者プラン			
備考	—			掲載頁 P.24
B	緊急サポート事業の推進			
民間主体	担当課	子ども未来課	計画期間	R1 - R4
成果指標	援助活動の実施件数（数値実績）			
	実績値(R3)			
	201 件			
関連計画	子ども・子育て・若者プラン			
備考	—			掲載頁 P.24
C	自治会・町内会集会所の整備促進			
民間主体	担当課	市民自治推進課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画			
備考	—			掲載頁 P.24
D	子育てトーク事業の推進			
行政主体	担当課	子ども未来課	計画期間	R1 - R4
成果指標	子育てトーク事業数（数値実績）			
	実績値(R3)			
	56 件			
関連計画	子ども・子育て・若者プラン			
備考	—			掲載頁 P.25

E	S型デイサービス事業の推進			
行政主体	担当課	地域包括ケア推進本部	計画期間	R1 - R4
成果指標				
関連計画	総合計画、健康長寿のまちづくり計画			
備考	—			掲載頁 P.25
F	地域リハビリテーション推進センターの運営・充実			
行政主体	担当課	地域リハビリテーション推進センター	計画期間	R1 - R4
関連計画	地域福祉基本計画、障がい者共生のまちづくり計画、健康長寿のまちづくり計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）			
備考	—			掲載頁 P.25
G	市民活動センター等の充実			
民間主体	担当課	市民自治推進課	計画期間	R1 - R4
成果指標	市民活動センター来館者数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	39,451人		65,000人	
関連計画	総合計画			
備考	—			掲載頁 P.26
H	市のホームページを活用したユニバーサルデザインに関する情報の提供			
行政主体	担当課	建築総務課、福祉総務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	方針1-1と共通			掲載頁 P.26
I	テレビ放送による各種情報の提供			
行政主体	担当課	広報課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	方針4-1と共通			掲載頁 P.26
J	広報しずおかの発行			
行政主体	担当課	広報課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	方針4-1と共通			掲載頁 P.26

2. 社会づくり編

2-3 いきいきと学び・働く環境の充実を図ります

A	放課後児童クラブの整備・充実			
行政主体	担当課	子ども未来課	計画期間	R1 - R4
関連計画	子ども・子育て・若者プラン			
備考	—			掲載頁 P.27
B	地域学校協働活動推進事業（放課後こども教室）の実施			
行政主体	担当課	教育総務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	子ども・子育て・若者プラン			
備考	—			掲載頁 P.27
C	シルバー人材センターの運営・充実			
行政主体	担当課	高齢者福祉課	計画期間	R1 - R4
成果指標	シルバー人材センター会員数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	2,649 人		2,800 人	
	シルバー人材センター就業実員数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	2,043 人		2,240 人	
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.27
D	静岡市ワークステーションの運営			
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間	R1 - R4
成果指標	業務受注（納入）数			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	232 件		200 件/年	
関連計画	静岡市障がい者共生のまちづくり計画			
備考	—			掲載頁 P.28

3. まちづくり編

3-1 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます

A	公共建築物のユニバーサルデザイン化推進				
行政主体	担当課	建築総務課、公共建築課、設備課、教育施設課	計画期間	R1 - R4	
関連計画	—				
備考	—			掲載頁	P.29
B	高齢者等住宅改造相談の実施				
行政主体	担当課	高齢者福祉課、障害者支援推進課	計画期間	R1 - R4	
関連計画	静岡市障がい者共生のまちづくり計画				
備考	—			掲載頁	P.29
C	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業				
行政主体	担当課	住宅政策課	計画期間	R1 - R4	
関連計画	—				
備考	—			掲載頁	P.29
D	公共的施設のバリアフリー化の促進				
民間主体	担当課	建築指導課	計画期間	R1 - R4	
成果指標	静岡県福祉のまちづくり条例に適合した施設の割合				
	実績値(R3)		目標値(R4)		
	47.5%		45.0%		
関連計画	静岡県福祉のまちづくり条例				
備考	—			掲載頁	P.30
E	ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の建設、建替、改善				
行政主体	担当課	住宅政策課	計画期間	R1 - R4	
関連計画	—				
備考	—			掲載頁	P.30
F	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進				
行政主体	担当課	住宅政策課	計画期間	R1 - R4	
関連計画	—				
備考	—			掲載頁	P.30

3. まちづくり編

3-2 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります

A	バス路線の維持対策			
行政主体	担当課	交通政策課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画、バス交通計画			
備考	—			掲載頁 P.31
B	鉄道駅と周辺のバリアフリー化の推進			
	バリアフリー基本構想策定地区			
	静岡駅周辺地区・東静岡駅周辺地区・安倍川駅周辺地区・清水駅周辺地区・草薙駅周辺地区			
行政主体	担当課	交通政策課、市街地整備課、清水駅周辺整備課、道路保全課、各道路整備課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画（バリアフリー基本構想の推進）、バリアフリー基本構想			
備考	—			掲載頁 P.31
C	超低床ノンステップバスの導入			
民間主体	担当課	交通政策課	計画期間	R1 - R4
成果指標	超低床ノンステップバスの導入率			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	77.0%		81.0%	
関連計画	総合計画、バス交通計画			
備考	—			掲載頁 P.31
D	ラッピングUDタクシーの導入			
民間主体	担当課	農業政策課	計画期間	R1 - R4
成果指標	ラッピングUDタクシーの導入率			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	21 台（累計台数）		28 台（累計台数）	
関連計画	総合計画、地域公共交通網形成計画			
備考	—			掲載頁 P.32

3. まちづくり編

3-3 快適に暮らせるまちづくりを進めます

A	無電柱化事業の促進			
行政主体	担当課	道路保全課、各道路整備課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画、静岡市無電柱化推進計画			
備考	—			掲載頁 P.33
B	公園施設のユニバーサルデザイン化の促進			
行政主体	担当課	緑地政策課、公園整備課	計画期間	R1 - R4
成果指標	多目的トイレの設置率			
	実績値(R3)		目標値(R4)	
	72.0%		73.0%	
関連計画	静岡市都市計画マスタープラン			
備考	—			掲載頁 P.33
C	放置自転車の取り締まり、撤去及び屋外広告物の撤去促進			
行政主体	担当課	交通政策課、土木管理課、建築総務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	自転車利用計画			
備考	—			掲載頁 P.34
D	自転車等の駐車場整備			
行政主体	担当課	交通政策課、清水駅周辺整備課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画、自転車利用計画			
備考	—			掲載頁 P.34
E	聴覚障がいのある人への防災情報の提供			
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間	R1 - R4
関連計画	静岡市障がい者共生のまちづくり計画			
備考	方針4-1と共通			掲載頁 P.34
F	自転車走行空間の整備			
行政主体	担当課	道路保全課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画、静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画			
備考	—			掲載頁 P.34

G	御幸町 9 番・伝馬町 4 番地区第一種市街地再開発事業		
行政主体	担当課	市街地整備課	計画期間 R4 - R6
関連計画	—		
備考	—		掲載頁 P.34

4. 情報づくり編

4-1 すべての人にわかりやすい情報を発信します

A	観光案内パンフレットの多言語化			
行政主体	担当課	観光・MICE 推進課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.35
B	市民向けパンフレット等の多言語化・点字版等の作成			
行政主体	担当課	関係各課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.35
C	広報しずおかの発行（再掲）			
行政主体	担当課	広報課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	方針2-2と共通			掲載頁 P.35
D	テレビ放送による各種情報の提供（再掲）			
行政主体	担当課	広報課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	方針2-2と共通			掲載頁 P.35
E	市ホームページの運用			
行政主体	担当課	広報課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.36
F	オープンデータの推進			
行政主体	担当課	デジタル化推進課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画（オープンデータの推進）			
備考	—			掲載頁 P.36

G	コールセンターの運営			
行政主体	担当課	広報課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.36
H	聴覚障がいのある人への防災情報の提供			
行政主体	担当課	障害福祉企画課	計画期間	R1 - R4
関連計画	静岡県障がい者共生のまちづくり計画			
備考	方針 3-3 と共通			掲載頁 P.36
I	静岡県ごみ分別アプリ『ごみナビ』の活用（英語・中国語・やさしい日本語）			
行政主体	担当課	収集業務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.37
J	ごみの出し方分別ガイドブックの活用（外国語版・音声版）			
行政主体	担当課	収集業務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.37

4. 情報づくり編

4-2 まちなかでの情報をわかりやすく提供します

A	誰もがわかりやすい観光案内標識の整備			
行政主体	担当課	観光・MICE 推進課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.38
B	景観に配慮した公共サインの整備・更新			
行政主体	担当課	市街地整備課、関係各課	計画期間	R1 - R4
関連計画	総合計画、静岡市公共サインマニュアル			
備考	—			掲載頁 P.38

5. サービスづくり編

5-1 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります

A	すべての人に親切な窓口サービスの向上			
行政主体	担当課	関係各課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.39
B	公共施設の開館時間延長			
行政主体	担当課	関係各課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.39
C	電子申請の利用促進			
行政主体	担当課	デジタル化推進課	計画期間	R1 - R4
関連計画	情報化推進計画			
備考	—			掲載頁 P.39
D	住民票の写し等の証明書交付における市民サービスの拡大			
行政主体	担当課	戸籍管理課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.39
E	ホームページ等による図書館のサービス拡充			
行政主体	担当課	中央図書館	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.40
F	ふれあい収集業務の充実			
行政主体	担当課	収集業務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.40

6. ものづくり編

6-1 ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します

A	公共施設でのユニバーサルデザイン製品の利用			
行政主体	担当課	関係各課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.41

7. しくみづくり編

7-1 ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

A	ユニバーサルデザイン推進会議の実施			
行政主体	担当課	建築総務課	計画期間	R1 - R4
成果指標	ユニバーサルデザイン推進会議の実施 各年度1回以上			
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.42
B	ユニバーサルデザインアドバイザー制度の活用			
行政主体	担当課	建築総務課	計画期間	R1 - R4
関連計画	—			
備考	—			掲載頁 P.42

■ 策定経過

年月	事 項
平成 21 年 3 月	静岡市ユニバーサルデザイン基本計画 第 1 次ユニバーサルデザイン行動計画 策定
	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画進捗状況チェック（年 1 回） ・静岡市ユニバーサルデザイン推進会議 実施（年 1 回）
平成 26 年 1 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画掲載事業調査
	<ul style="list-style-type: none"> ・全課対象に掲載事業照会
平成 26 年 7 月	第 1 回 静岡市ユニバーサルデザイン行動計画 庁内検討委員会・幹事会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン基本計画・第 1 次行動計画について ・第 1 次ユニバーサルデザイン行動計画進捗状況について ・第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画の策定方針について
平成 26 年 8 月～9 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画掲載事業内容調整
	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画掲載事業の所管課担当者と内容調整
平成 26 年 11 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（案）照会
	<ul style="list-style-type: none"> ・全課に内容照会
平成 26 年 12 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（案） パブリックコメント実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（案）について
平成 27 年 1 月	第 2 回 静岡市ユニバーサルデザイン行動計画 庁内検討委員会・幹事会・部会
	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（案）について
平成 27 年 4 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画策定・運用開始
	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（前期）
平成 27 年 ～30 年	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（前期）進捗状況調査
	<ul style="list-style-type: none"> ・全課に内容照会を行いながら、目標達成度の確認
平成 31 年 2 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画掲載事業内容調整
	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課に対し、第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（後期）にむけ、掲載事業の内容修正についての照会
平成 31 年 4 月	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（後期）策定
令和 2 年 ～	第 2 次ユニバーサルデザイン行動計画（後期）進捗状況調査
	<ul style="list-style-type: none"> ・全課に内容照会を行いながら、目標達成度の確認

しずおか あったかプラン

第2次静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（後期）

2019年4月

発行者 静岡市都市局建築部建築総務課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1049

FAX 054-221-1135

E-mail kentikusoumu@city.shizuoka.lg.jp